

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(5月分)

■令和5年5月1日～令和5年5月31日

令和5年5月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:11件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月1日	特定商取引法の抜本的な法改正を求める会長声明	山形県弁護士会 会長 粕谷 真生	以下のとおり、特定商取引法の抜本的な法改正をしよう求める。 1. 連鎖販売取引について ①連鎖販売業に対し、国による登録・確認等の事前審査を経なければ連鎖販売を営んではならないとする開業規制を導入すること。 ②後出しマルチを適用対象へ追加すること。 ③連鎖販売取引の要件に該当しない場合であっても、物品販売又は役務提供による対価の負担を伴う契約をした者が、i 22歳以下の者、ii 当該契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、及び iii 当該契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者であり、その者との間において新規契約者を獲得することにより利益が得られることを内容とする契約の勧誘及び締結を禁止すること。 2. 訪問販売・電話勧誘販売について ①あらかじめ拒絶の意思を表明した場合の訪問販売及び電話勧誘販売の禁止を規定すること。 ②①に違反した勧誘について取消権の規定を導入すること。 ③契約締結の媒介又は代理業務の委託を受けた者に対しても特定商取引法上の行為規制が及ぶことを明文上明らかにすること。 3. 通信販売について ①インターネットを通じた勧誘等による申込み・契約締結についての行政規制、クーリング・オフ及び取消権を認めること。 ②インターネットを通じた通信販売における継続的契約の中途解約権を認め、中途解約の場合の損害賠償の上限を定めること。
5月2日	SNSを利用した詐欺行為等に関する調査・対策を求める意見書	金沢弁護士会 会長 織田 明彦	1 総務省、消費者庁及び内閣府消費者委員会に対し、以下の点について調査をよう求める。 ①ソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNS」という。)が詐欺行為や消費者被害(以下「詐欺行為等」という。)の誘引手段として使用されている実態 ②SNS事業者による本人確認の実態及びその記録の保管状況 ③SNS利用者を特定する情報について弁護士法23条の2に基づく照会がなされた場合のSNS事業者の対応状況 2 総務省に対し、上記1項の調査を踏まえ、SNSが詐欺行為等のツールとして利用された場合の被害回復に向けた実効性のある対策を講じるよう求める。 3 消費者庁及び消費者委員会に対し、1項記載の調査を踏まえ、総務省に対し2項記載の実効性ある措置を速やかに講じるよう適切な働きかけ又は意見表明の実施を検討することを求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月8日	特定商取引法の抜本的改正を求める意見書	仙台弁護士会 会長 野呂 圭	<p>国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な改正等を行うことを求める。</p> <p>1 訪問販売・電話勧誘販売について</p> <p>(1)拒否者に対する訪問勧誘及び電話勧誘販売の規制(訪問販売において、消費者が「訪問販売お断り」との張り紙等を家の門戸に貼付した場合には、特定商取引法第3条の2第2項による「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。電話勧誘販売において、特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。)</p> <p>(2)訪問販売及び電話勧誘販売につき、その契約の締結の媒介又は代理の業務の委託を受けた者(いわゆる勧誘代行業者)に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること</p> <p>(3)訪問販売及び電話勧誘販売を行う事業者につき、登録制を導入すること</p> <p>2 通信販売について</p> <p>(1)インターネットを通じた勧誘等による申込み・契約締結についての行政規制、クーリング・オフ及び取消権を設けること</p> <p>(2)インターネットを通じた通信販売における継続的契約の中途解約権及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること</p> <p>(3)解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備義務</p> <p>(4)インターネットの広告画面において、契約内容の有利条件と不利益条件、商品等の品質や効能等が優良等であることを殊更強調する表示とその意味内容を限定する打消し表示を、それぞれ分離せず一体的に記載するルールを設けた上で、それに反する表示を特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること及び広告表示において事業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うこと(広告表示における透明性の確保)を法令等で明確化すること</p> <p>(5)インターネットの表示を中止した場合であっても行政処分が可能であることを明示すること</p> <p>(6)広告・申込画面、広告・勧誘動画の保存・開示・開示・提供義務</p> <p>(7)連絡先が不明の通販事業者及び当該事業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権(詐欺的加担者情報開示請求権)</p> <p>(8)適格消費者団体の差止請求権について、前記(1)から(4)までの行政規制等に違反する行為等を請求権行使の対象に追加すること及び(5)の場合に差止請求権行使の対象となる旨を明示することなど、その拡充を行うこと</p> <p>3 連鎖販売取引等について</p> <p>(1)連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること</p> <p>(2)後出し型連鎖販売取引について、特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること</p> <p>(3)①22歳以下の者との連鎖販売取引、②投資等の利益收受型物品・役務の取引に関する連鎖販売取引、③特定負担の支払方法につき借入金、クレジットなどの与信を利用する連鎖販売取引の勧誘を、適合性を欠く連鎖販売取引等として禁止すること</p> <p>(4)連鎖販売取引における特定利益の計算方法等の説明義務の新設</p> <p>(5)連鎖販売取引における業務・財務等の情報提供義務の新設</p>
5月12日	「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」の成立にあたって	一般社団法人全国消費者団体連絡会	<p>「確約手続」の導入について、広く消費者保護に資する実効性のある制度とすることを求めるとともに、制度の導入によって既存の措置命令や課徴金納付命令などの執行力が弱まることのないよう消費者庁の体制強化を求めてきた。</p> <p>また、消費者庁の景表法検討会報告書で中長期的に検討すべき課題とされた、「課徴金の対象の拡大」については、「おとり広告」など景品表示法第5条第3号「その他、誤認されるおそれがある表示」として指定告示に係る事案に対し、措置命令が行われても違反行為を繰り返すような場合には、課徴金の適用を含めた更なる厳しい措置を早期に検討することを求めてきた。</p> <p>加えて、「デジタルの表示の保存義務」について、消費者が商品や役務の取引を行うにあたり判断の重要な情報源となる広告の表示は、取引の信義則の観点から、一定期間の保存及び改ざん防止の規定を努力義務として設けることを求めてきた。</p> <p>この他、景品表示法第5条第3号に新たに告示として指定された「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示(以下、ステルスマーケティング)」の運用にあたっては、今後も出てくる新たな手法に対応できるよう適宜見直しを行うことを求めるとともに、告示の施行後も不正プロカーなどによる悪質なステルスマーケティングが改善されない場合には、諸外国の制度も参考にしつつ、課徴金などの導入や規制の対象範囲拡大など、更なる措置を検討することを求めてきた。</p> <p>また、ステルスマーケティングについての認識を高めるよう、広告主や広告代理店、インフルエンサーなどに広く周知・啓発を進めるとともに一般消費者にも広く周知していくことを求めてきた。</p> <p>今後は、これらの附帯決議で示された事項について、迅速に検討を行うことを求める。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月15日	特定商取引法の見直しに関する意見書	福井弁護士会 会長 麻生 英右	<p>特定商取引法2016年改正の附則6条に基づく「所要の措置」として、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売及び連鎖販売取引を中心に、更なる法改正等をする必要がある。</p> <p>第1. 訪問販売・電話勧誘販売に関する改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 張り紙等により拒否の意思表示をした場合も特商法第3条の2第2項の禁止の効果が生じることを明確化する法改正をすべき。 2 電話勧誘販売について、勧誘を拒否したい電話番号の登録制度を導入すべき。 3 勧誘代行業者に対しても訪問販売や電話勧誘販売の行為規制が及ぶことを明示する法改正をすべき。 4 訪問販売や電話勧誘販売をしようとする事業者について登録制を導入すべき。 <p>第2. 通信販売に関する改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者に対し行政規制を加え、消費者にクーリング・オフや不実告知による取消権を与える法改正をすべき。 2 通信販売により締結された継続的契約について中途解約権を認め、中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定める法改正をすべき。 3 解約・返品に関する受付体制整備義務を新設すべき。また、電話が繋がらなかったことによって解約の意思表示ができないまま期間を経過したとしても、期間内に解約の申出があったものとみなすよう、法改正をすべき。 4 有利な契約条件と不利な契約条件や、商品等の品質や効能が優良であることを強調する表示とその意味を限定する表示等を、一体的に記載することを義務付けた上、それに違反する行為を特商法第14条第1項第2号の指示対象行為に加える法改正をすべき。 5 インターネット広告や最終確認画面の表示を中止した後も行政処分が可能であることを明確化する法改正をすべき。 6 インターネット上の広告、最終確認画面等の保存、開示及び提供義務を新設すべき。 7 SNS事業者やプラットフォームに対し、通販事業者や勧誘代行業者を特定するために必要な情報開示を請求できるようにする立法措置を講じるべき。 8 適格消費者団体の差止請求権の拡充 <p>第3. 連鎖販売取引に関する改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開業規制を導入すべき。 2 後出しマルチを連鎖販売取引の拡張類型として規定すべき。また、①22歳以下の若者、②先行する契約で投資等の利益收受型の取引を締結した者、③先行する契約で借入金等の債務を負った者に対する紹介利益提供の勧誘は禁止するよう法改正をすべき。 3 連鎖販売取引における特定利益の計算方法等の説明義務、及び業務・財務等の情報開示義務を新設すべき。
5月16日	先物取引被害全国研究会意見書	先物取引被害全国研究会 代表幹事 弁護士 加藤 進一郎	<p>消費者委員会は、関係各省庁に対し、ポンジ・スキームなど破綻必至の悪質商法について、行政庁が解散命令を発出することができる制度整備を行うことなど、速やかに対策を講じることを内容とする建議を行うべきである。</p>
5月18日	内閣府消費者委員会の建議発出を求める意見書	全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会 代表弁護士 石戸谷 豊 事務局長 大迫 恵美子	<p>第1 意見の趣旨等</p> <p>消費者委員会において、ルール形成WG報告を取りまとめるとともに、消費者庁に対し、直ちに法整備の検討を行うべきであるとする旨の建議を発出するよう要望する。</p> <p>第2 ルール形成WG取りまとめに際しての意見</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取りまとめの方向性について <p>取りまとめにおいては、今後の検討のために幅広い選択肢を残すべきである。また、破綻必至商法を念頭に検討を進めると並行して、破綻必至商法という前提をとらない場合でも可能な方策も検討する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 会社法の解散命令 <p>会社法の解散命令は要件が会社法824条に規定されており、破綻必至商法であるかどうかを前提とする必要はない。また、多数の別法人名義を使い早いテンポで悪質商法を展開する事業者には、会社法824条の手続を踏むという時間のかかる手法では対応できないので、会社法の解散命令とは別に、新たな制度の創設が必須であると考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 消費者庁の破産申立権 <p>消費者庁の破産申立権の導入については評価できるが、その対象事案として破綻必至商法に限定するのではなく、システムとして違法な場合も含むべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 消費者庁の解散命令について <p>消費者庁の業法ないし行政上の取締法規に解散命令権限を設ける考え方について、今後の検討対象から除くことには反対である。破産申立てでは現に破綻している事業者が対象となり、その時点では事業者の財産が散逸して被害が甚大になるので、解散命令の方が早期に対応できる。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月23日	特定商取引法につき消費者被害の現状に即した抜本的改正を求める意見書	札幌弁護士会 会長 清水 智	<p>国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正を行うことを求める。</p> <p>1 訪問販売・電話勧誘販売について</p> <p>(1) 訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」などと記載されたステッカー、張り紙等を貼付する方法が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文上明らかにすること。</p> <p>(2) 電話勧誘販売につき、消費者が事前に勧誘を拒絶できる登録制度を導入すること。</p> <p>(3) 訪問販売及び電話勧誘販売につき、契約の締結の媒介又は代理の業務の委託を受けた者(いわゆる勧誘代行業者)に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文上明らかにすること。</p> <p>(4) 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者には、登録制を導入すること。</p> <p>2 通信販売について</p> <p>(1) インターネットを通じた勧誘等による申込み・契約締結についての行政規制の整備、クーリング・オフ権及び取消権を設けること。</p> <p>(2) インターネットを通じた通信販売における継続的契約の中途解約権及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。</p> <p>(3) インターネットを通じた通信販売で締結した契約につき、インターネット上の手続による解約・返品の実務負担の軽減を図ること。</p> <p>(4) インターネットの広告画面において、契約内容の有利性、商品等の品質や効能等の優良性を強調する一方、その打消し表示が容易に認識できないものを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。広告表示において、事業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うこと(広告表示における透明性の確保)を法令等で明確化すること。</p> <p>(5) 規制に違反するインターネットの表示を中止した場合であっても行政処分が可能であることを明示すること。</p> <p>(6) 広告・申込画面、広告・勧誘動画の保存・開示・提供の義務付け。</p> <p>(7) 連絡先が不明の通販事業者及び当該事業者の勧誘者等を特定する情報の開示請求権(詐欺的加担者情報開示請求権)。</p> <p>(8) 適格消費者団体の差止請求権について、前記(1)から(4)までの行政規制等に違反する行為等を請求権行使の対象に追加するとともに、(5)の場合に差止請求権行使の対象となる旨を明示することなど、その拡充を行うこと。</p> <p>3 連鎖販売取引等について</p> <p>(1) 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること。</p> <p>(2) 後出し型連鎖販売取引について、特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文上明確にすること。</p> <p>(3) ①22歳以下の者、②先行する契約として投資等の利益收受型取引をした者、③先行する契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジットなどの債務を含む)を負担する者、との間の新規の連鎖販売取引の勧誘及び契約締結を禁止すること。</p> <p>(4) 連鎖販売取引における特定利益の計算方法等の説明義務の新設。</p> <p>(5) 連鎖販売取引における業務・財務等の情報提供義務の新設。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月23日	特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書	長崎県弁護士会 会長 山下 肇	<p>国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な法改正等を行うことを求める。</p> <p>1 訪問販売・電話勧誘販売について</p> <p>(1) 訪問販売につき、「訪問販売お断り」と記載された張り紙を自宅の門戸に貼る等の方法により予め勧誘を拒絶する意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。</p> <p>(2) 電話勧誘販売につき、特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。</p> <p>(3) 訪問販売及び電話勧誘販売につき、勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。</p> <p>(4) 訪問販売又は電話勧誘販売を行う者は、登録をしなければならないものとする。</p> <p>2 通信販売について</p> <p>(1) インターネットを通じてなされる取引について、行政規制を設けること並びに消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。</p> <p>(2) インターネットによる継続的契約について、消費者に中途解約権を認めること及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。</p> <p>(3) インターネット通信販売について、ウェブサイト上での手続による解約申出を認めること及び迅速かつ適切に解約・返品に対応する体制を整備することを事業者に対し義務付けること。</p> <p>(4) インターネット広告表示において、契約内容の有利条件や商品等の品質や効能等の優良性を強調する一方、その打消し表示が容易に認識できないものを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。事業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うことを法令等で明確化すること。</p> <p>(5) 不当なインターネット広告の表示を中止した場合であっても、行政処分（指示処分及び業務停止命令）が可能であることを明示すること。</p> <p>(6) 消費者が申込み過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存する義務及び保存内容を提供する義務を負うものとする。</p> <p>(7) 連絡先が不明の通販事業者等より自己の権利を侵害されたとする者は、当該事業者の関係者に対して、通信販売業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できることとする。</p> <p>(8) 適格消費者団体の差止請求権について、その拡充を行うこと。</p> <p>3 連鎖販売取引等について</p> <p>(1) 連鎖販売取引について、開業規制を導入すること。</p> <p>(2) 後出しの連鎖販売取引についても、拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。</p> <p>(3) ①22歳以下の者、②先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、③先行する契約の対価に係る債務を負担している者、との間で新規契約者を獲得することで利益を得られる内容の契約の勧誘及び締結を禁止すること。</p> <p>(4) 連鎖販売取引について、特定利益の計算方法を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。</p> <p>(5) 連鎖販売取引について、業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月23日	特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書	愛知県弁護士会 会長 小川 淳	<p>国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な改正等を行うことを求める。</p> <p>1 訪問販売・電話勧誘販売について</p> <p>(1) 訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を貼っておく等の方法によりあらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明かにすること。</p> <p>(2) 電話勧誘販売につき、特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。</p> <p>(3) 訪問販売及び電話勧誘販売につき、勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明かにすること。</p> <p>(4) 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。</p> <p>2 通信販売について</p> <p>(1) インターネットを通じた勧誘等による契約の申込み・締結につき、行政規制を設けること、並びにクーリング・オフ及び取消権を認めること。</p> <p>(2) インターネットを通じた継続的契約について、中途解約権を認めること及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。</p> <p>(3) インターネットを通じて申込みを受けた通信販売契約について、ウェブサイト上の手続による解約申出の方法を認めること及び解約・返品に対応する体制を整備することを義務付けること。</p> <p>(4) 契約内容の有利条件や商品等の品質・効能の優良性を殊更に強調する一方、その打消し表示が容易に認識できない表示をすることを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として禁止すること。また、広告表示において事業者が分かりやすい広告を行わなければならないことを法令等で明確化すること。</p> <p>(5) 不当なインターネットの表示を中止した場合であっても行政処分が可能であることを明示すること。</p> <p>(6) インターネット上で契約の申込みを受けた場合、閲覧した広告等を一定期間保存し、及び保存内容を提供する義務を負うものとする。</p> <p>(7) 特定商取引法の表示義務を満たさない通信販売に関する広告又はインターネット等を通じて行った勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、連絡先が不明の通信販売業者及び当該業者の勧誘者等を特定する情報の開示を請求できることとする。</p> <p>(8) 適格消費者団体の差止請求権の拡充をすること。</p> <p>3 連鎖販売取引等について</p> <p>(1) 連鎖販売業に対し、開業規制を導入すること。</p> <p>(2) 後出し型連鎖販売取引を特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。</p> <p>(3) ①22歳以下の者、②先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、③先行する契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者、との間で、新規契約者を獲得することで利益を得られる内容の契約の勧誘及び締結を禁止すること。</p> <p>(4) 收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。</p> <p>(5) 業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。</p>
5月23日	特定商取引法の抜本的改正を求める意見書	埼玉弁護士会 会長 尾崎 康	<p>高齢者等の訪問販売・電話勧誘販売による被害、インターネット通信販売を巡る被害及び連鎖販売取引を巡る被害を実効的に防止・救済できるよう、特定商取引法について以下のような抜本的な改正を早急に行うことを求める。</p> <p>1 訪問販売・電話勧誘販売について</p> <p>訪問販売お断りステッカー、自動音声、拒否者登録制度等による事前拒否者に対する勧誘禁止を規定すること。</p> <p>2 通信販売について</p> <p>(1) SNSを利用して特定の相手方に対するやり取り(いわゆるチャット機能)により不意打ち的な勧誘を行う取引類型が電話勧誘販売と共通の特徴を有することを踏まえ、勧誘行為規制、書面交付義務、クーリング・オフ等の規制を設けること。</p> <p>(2) 広告・勧誘画面の保存・提供義務、第三者に広告を委託した場合の委託広告である旨の表示義務、SNS運営事業者等の発信者情報確認・開示義務を設けること。</p> <p>3 連鎖販売取引等について</p> <p>①マルチ取引に適合しない契約を防止するため、投資・副業等の情報商材に関する商品・役務を取引対象とすることを禁止すること、一定年齢以下の若年者との契約締結を禁止すること、借入金による契約締結を禁止すること、②いわゆる後出しマルチを連鎖販売取引の適用対象に位置付けること、③不適正なマルチ取引を参入段階でチェックするため登録制・事前確認制等の開業規制を設けること。</p>

<個人情報保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月18日	マイナンバーカードの利用拡大に関する意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会	改めて政府に対し、マイナンバーカードの発行、携帯、活用等について「任意」であるとの方針を堅持し、カードを持たない消費者が不利益を被ることのないよう求める。 その上でマイナンバーカードの利用拡大に関し、安全確保の観点から、以下について求める。 1 マイナンバーカードと個人情報の連携・紐づけを行う各機関のセキュリティ体制や情報管理体制に不備がないよう、厳格な運用をすべきである。 2 スマートフォンにおけるマイナンバーカード機能の搭載においては、その情報が流出しないようセキュリティ対策を講じるとともに、セキュリティリスクが拡大することのないよう万全を期すべきである。 3 マイナンバーカードを消費者が安心して利用できるよう、その利便性だけでなく既の実施されているセキュリティ対応策や、消費者側で行うべき管理や活用方法、知っておくべきリスクなどについて広く周知・啓発をすべきである。また、個人情報の漏えい事案について消費者が発見した際に迅速に対応できるよう、相談窓口の整備・強化と窓口の周知を行うべきである。加えて、この機に乗じて出てくると予想される悪質商法に適切に対応すべきである。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月12日	【参考送付】HPVワクチンの有効性に関する記事の訂正を求める要望書	薬害オンプズパースン会議 代表 鈴木 利廣	2022年9月14日に配信された、メディカルトリビューン及び時事メディカルの記事「実証！HPVワクチンの前がん病変予防効果」は、研究論文の内容を正しく伝えておらず、明らかな誤りを含んでいるため、直ちに記事の訂正を行うとともに、訂正内容についての注釈を掲載することを要望する。